

入札説明書

「東京大学（駒場Ⅰ）コミュニケーション・プラザ軒天改修工事（再公告）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 令和8年7月7日

2 契約担当者

国立大学法人東京大学

総長 藤井 輝夫

代理人

教養学部等事務部長 竹下 和宏

3 工事概要

- (1) 工事名 東京大学（駒場Ⅰ）コミュニケーション・プラザ軒天改修工事（再公告）
- (2) 工事場所 東京都目黒区駒場3-8-1（東京大学構内）
- (3) 工事概要 別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和9年4月9日（金）（設計業務の履行期限は令和8年11月25日（水））まで。
- (5) 本工事においては、入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。やむを得ない理由があると認められる場合には、紙入札による申請を受け付ける。その場合は施設企画課予算・契約チーム宛に承諾願の様式を請求し、提出すること。入札方法については担当者の指示に従うこと。
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事の入札手続等は東京大学施設部施設企画課予算・契約チームが行なう。6を参照のこと。

4 競争参加資格

- (1) 東京大学契約事務取扱規程（平成16年東大規則第176号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 開札時において、文部科学省における建築一式工事に係る、令和7、8年度のA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法

律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物における、特定天井(※1)の全面改修200㎡以上を含む改修工事(※2)を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。

※1 平成25年国土交通省告示第771号に規定される天井をいう。

※2 天井材(下地含む)の撤去・復旧を伴うもの。

ただし、配置予定技術者には上記実績は問わない。

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

(6) 総括責任者(設計業務及び施工業務を統括する責任者)を配置できること。総括責任者は施工業務の主任技術者、管理技術者又は現場代理人を兼ねること。なお、特記のない限り、複数業務の兼任は認めない。

(7) 次に掲げる基準を満たす施工業務の主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。(専任の有無については、建設業法の定めによること。)

・1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・一級建築士

・これと同等以上と国土交通大臣が認定した資格を有する者

※上記(5)に掲げる工事の実績の有無は問わない。

なお、配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(13) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 経営状況が健全であること。

(17) 不正又は不誠実な行為がないこと。

5 設計業務等の受託者等 なし

6 担当部局

国立大学法人東京大学施設部 施設企画課 予算・契約チーム

メールアドレス koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話番号 03-5841-2209・0666

住 所 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

【特 記】

- ・問い合わせは可能な限りメールにて行うこと。
- ・電話連絡の受付は、11時00分から12時00分及び13時00分から16時00分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の時間に限定する。
- ・対人による窓口対応は一切行わないので特に注意のこと。

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(3)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)、(2)、及び(4)から(17)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

■提出期間：

令和8年7月7日（火）から令和8年7月14日（火）17時00分まで。

■提出方法：

全て電子データでの提出とし、下記①から③の順にすべて提出期間内に行うこと。
（郵送及び持参は受け付けないので特に留意すること。）

①電子入札システムにて別紙様式1を添付の上、電子申請を行う。

②本学指定のURL（下記「提出先」）に、申請書（別紙様式1を含む）及び資料を格納したフォルダをアップロードする。フォルダ内のファイル形式は全てPDFとすること。

提出先：<https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams.faci.adm-2/IgDr2w5TZ3RuQLfwmkWtItbPAWTFvOL-Ugk2iuui0HYOQ4s>

③上記6記載のメールアドレス宛にアップロードの旨を連絡する。

別紙「配布書類一覧・競争参加申請の行い方」もあわせて参照すること。

- (2) 申請書は、別紙様式により作成すること。（別紙様式1においては代表者印省略可）

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 同種工事の施工実績（別紙様式2）

上記4(5)に掲げる同種工事の施工実績を別紙様式2に記載すること。記載する実績の件数は1件とする。

なお、同種工事の施工実績については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了及び工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

また、同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書、特記仕様書及び図面の写しを提出すること。特に、図面については全施工箇所を含み、工事内容全体の詳細が分かるものを提出することとし、平面図等(必要に応じマーキング等)の他、上記4(5)の判断基準を満たしていることが確認できる資料の写しを必ず提出すること。

② 配置予定の総括責任者(別紙様式3)

施工業務における立場は別紙様式3に記載すること。

③ 施工業務の配置予定の技術者(別紙様式4)

上記4(12)に掲げる資格及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式4に記載し、証明書等の写しを添付すること

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 見積に必要な資料(仕様書ほか)は、下記のとおり交付する。

交付期間：令和8年7月14日(火)から令和8年7月22日(水)まで

交付方法：上記(1)から(3)により申請書を提出し、本学が受領した者に対し、
東京大学施設部ホームページにて交付する。

(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html)

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月24日(金)までに電子入札システムにより通知する。

(6) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

①提出期間：令和8年7月27日(月)から令和8年7月31日(金)まで。

②提出先：上記6に同じ。

③提出方法：書面は必ず郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、令和8年8月7日(金)までに説明を求め

た者に対し書面により回答する。

9 入札に対する質問

(1) この入札に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期限： 令和8年7月22日（水）17時00分まで。

②提出先： 上記6に同じ。

③提出方法： 上記6記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイル（様式自由、**Excel ファイル※**）で送信すること。

※拡張子「xlsx」形式に限る。拡張子「xls」形式のものについては受信されないので注意のこと。

※参考様式 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400161819.xlsx>

(2) (1)の質問に対する質問回答書は次のとおり閲覧（東京大学施設部ホームページ https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）に供する。

期 間： 令和8年7月29日（水）から令和8年7月31日（金）まで

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時： 令和8年8月3日（月） 11時00分から15時00分まで

(2) 入札場所： 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
国立大学法人東京大学施設部（電子入札システム）

(3) 開札日時： 令和8年8月4日（火） 14時00分

(4) 開札場所： 入札場所に同じ。

11 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書には、設計費と工事費の合計金額を記載すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。（銀行、契約担当者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

13 設計費及び工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した設計費及び工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。なお、設計費と工事費のそれぞれの金額が把握できるよう記載すること。
工事費の内訳においては、別紙「入札内訳書の記載例」を参考に、直接工事費については材料費と労務費を内訳記載し、このほか本工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費、建退協制度の掛金、安全衛生経費など）を明示すること。
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別紙「一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出」中の別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第28第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。電子入札システムによる参加者の立ち会いは不要だが、第1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしていること。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

最低価格落札方式をもって行う。入札執行回数は1回とするが、第1回目の入札において、予定価格に達した価格の入札がない（落札しない）ときは再度の入札を行うものとする。なお、入札にあたっては内訳書の内容を調査して行うものとする。

17 工事費が最低基準価格を下回った場合の措置

- (1) 入札金額のうち工事費が最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保

留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(12)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 手続における交渉の有無 無。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、請求に基づき2回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

23 再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

①提出期間： 令和8年8月10日（月）から令和8年8月19日（水）まで

②提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

③提出方法： 書面は必ず郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

25 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記7(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手したものは、これを本手続以外の目的で使用してはならない。